

東京都計量器コンサルタント協会 会則

第1条(名称)

本会は東京都計量器コンサルタント協会という。

第2条(事務所)

本会の事務所は(社)東京都計量協会内におく。

第3条(目的)

本会は著しい産業、経済の発展に伴う新しい時代に対処するため、計量器コンサルタントとして更に高度の知識と技能の向上を図り、斯業の振興発展に寄与し、併せて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1.研修会の開催
- 2.見学会の開催
- 3.情報の交換
- 4.その他本会の目的達成に必要な事業

第5条(会員)

本会の会員は、(社)日本計量振興協会公認の計量器コンサルタント資格者及び学識経験者で、本会の目的に賛同したものであるとする。

第6条(入会)

本会の会員となるには、入会申込書に入会金 1,000 円を添えて申し込むものとする。

第7条(会費)

会費は次のとおりとする。年額会費 9,000 円(月額 750 円)

第8条(退会)

- 1.会員は退会届を提出して退会することができる。但し、既納の金品は返納しない。
- 2.会員は会費を2年以上未納した場合は退会とみなす。

第9条(役員)

本会に次の役員をおく。

- 会長 1 名 名誉会長及び顧問若干名
- 副会長 4 名以内
- 理事 若干名
- 監事 2 名

第10条(会議)

会議は総会、役員会及び委員会とする。

第11条(経費の支弁)

本会の経費は、入会金、会費及びその他収入をもって支弁する。

第 12 条(会計)

本会の会計年度は 2 月 1 日に始まり翌年の 1 月 31 日に終了するものとし、収支決算について総会の承認を受けるものとする。

第 13 条(附則)

- 1.この会則は総会の議を経て決定し、変更することができる。
- 2.この会則は昭和 48 年 2 月 7 日から施行する。
- 3.この会則は昭和 53 年 2 月 14 日一部改正する。
- 4.この会則は昭和 59 年 2 月 18 日一部改正する。
- 5.この会則は平成 7 年 2 月 23 日一部改正する。
- 6.この会則は平成 11 年 2 月 22 日一部改正する。